

熊本市公共交通協議会規則

平成 25 年 3 月 29 日

規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市公共交通基本条例（平成 25 年条例第 20 号。以下「条例」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、熊本市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 公共交通ネットワークの強化に関すること。
- (2) 公共交通の利用の促進に関すること。
- (3) 公共交通空白地域等への対応に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利便性の高い公共交通を実現するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議における協議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

（専門部会）

第8条 協議会は、会長が必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の会務を総理するとともに、協議の結果について協議会に報告するものとする。

5 第6条の規定は、専門部会の会議に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市建設局都市政策部交通政策課において行う。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成25年条例第 号）による改正前の熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定により設置された熊本市公共交通協議会の委員である者（以下「旧熊本市公共交通協議会委員」という。）は、この規則の施行の日に、第3条第2項の規定により、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日における旧熊本市公共交通協議会委員の残任期間と同一の期間とする。

3 この規則は、公布の日から施行する。

4 この規則による改正後の熊本市公共交通協議会規則第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成27年10月31日までの間に委嘱される委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

熊本市公共交通協議会運営要綱

制定 平成24年3月29日市長決裁
改正 平成29年3月31日副室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、条例別表に掲げる設置目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公共交通体系の構築に関すること。
- (2) 公共交通利用促進に関すること。
- (3) 熊本地域公共交通網形成計画に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 当市において事業を営む一般乗合旅客自動車運送事業者及び鉄道事業者
 - (2) 当市において事業を営む一般乗用旅客自動車運送事業者が設立するタクシー協会員
 - (3) 本市に居住又は通勤通学する者で、公募のうえ選任された者
 - (4) 道路管理者
 - (5) 熊本県警察
 - (6) 学識経験者
 - (7) 熊本市議会議員
 - (8) 熊本県職員
 - (9) 熊本市職員
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会にアドバイザーを置き、助言等を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長がこれを指名する。

(会長及び副会長の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 第2項から前項までに定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第8条 協議会は、協議事項に係る専門的事項の調査研究をするため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、**交通政策課**において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

熊本市公共交通協議会の公募委員の選考に関する要綱

制定 平成24年3月29日市長決裁
改正 平成29年3月31日副室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する（以下「公募委員」という。）の定数は、2人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2委員長には交通政策課長を、委員には交通政策課長補佐をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考に関すること。
- (2) 公募方法に関すること。
- (3) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (4) 応募資格に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、交通政策課とする。

(選考手続)

第8条 候補者の選考は、別表に定める選考基準の各審査項目について5段階で評価し、平均3点（以下「基準点」という。）以上かつ上位の者から選定する。

2 応募者がいずれも基準点に達しない場合は、候補者を選定しないものとする。候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たす者がいなくなったときも同様とする。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の候補者に対し、当該協議会の委員就任についての同意を得るものとする。

3 前項の候補者が辞退した場合には、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

4 市長は、前3項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

熊本市公共交通協議会公募委員選考基準

1 選考方法

候補者は、選考委員会委員の審査により総合得点の高い者から2名を選考する。

2 審査項目

審査項目は、以下のとおりとし、小論文（作文）の内容と面接内容を併せて総合的に判断する。

【審査項目】

項目	着眼点	点数
理解度	・ 熊本都市圏の公共交通の現状について理解がある	5
訴え度	・ 独創的な視点がある ・ 具体的な意見や提案がある ・ 一般市民、特に生活者としての立場の意見が感じられる	5
熱意	・ 公共交通の利便性向上のための方策等について意欲・熱意がある ・ 当該協議会に参画することへの意欲・熱意がある	5

2 評価方法

各審査項目について、次に掲げる5段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

3 基準点

全評価項目の平均点3点とする。

4 選考

基準点以上で、点数上位の者から募集人員と同数の者を候補者とする。